

中野区バリアフリー
交通安全特定事業計画
東中野・落合地区

令和8年10月
東京都公安委員会

中野区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「東中野・落合地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、中野区バリアフリー基本構想に即して、東中野・落合地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道環状六号線（第317号）	山手通り	東中野2丁目1番から 東中野4丁目30番まで	JR 総武・中央線 東中野駅 都営地下鉄 大江戸線 東中野駅 東京メトロ 東西線 落合駅	サミットストア東中野店、三菱UFJ銀行東中野支店、中野中央一郵便局
2	主要地方道飯田橋石神井新座線（第25号）	早稲田通り	東中野3丁目20番から 東中野5丁目23番まで		落合郵便局
3	特例都道神楽坂高円寺線（第433号）	大久保通り	東中野1丁目9番から 中央1丁目12番まで		東中野地域包括支援センター
4	主要幹線道路3号	区検通り	東中野1丁目5番から 東中野5丁目29番まで		東中野いこいの家
5	区道26-240		東中野4丁目4番から 東中野4丁目1番まで		アトレヴィ東中野、三菱UFJ銀行東中野支店、あとリエふあんとむ
6	区道26-320、26-330		東中野5丁目4番から 東中野5丁目1番まで		ユニゾンモール東中野
7	区道26-320		東中野5丁目2番から 東中野5丁目1番まで		
8	区道26-220		東中野1丁目59番から 東中野1丁目51番まで		
9	区道24-800、24-870	桜山通り	東中野3丁目1番から 東中野3丁目4番まで		桜山公園
10	区道24-940		東中野3丁目1番から 東中野3丁目16番まで		ライフ東中野店

11	区道 24-970		東中野 3 丁目 9 番から 東中野 3 丁目 11 番まで	JR 総武・中央線 東中野駅 都営地下鉄 大江戸線 東中野駅 東京メトロ 東西線 落合駅	
12	区道 26-300、26-310		東中野 4 丁目 25 番から 東中野 4 丁目 28 番まで		すみよし公園
13	区道 26-170		東中野 1 丁目 1 番から 東中野 5 丁目 23 番まで		旧第三中学校
14	区道 24-910、920		東中野 3 丁目 18 番から 東中野 3 丁目 6 番まで		昭和高齢者会館
15	区道 26-360		東中野 5 丁目 21 番から 東中野 5 丁目 4 番まで		東中野郵便局
16	区道 26-400、440		東中野 5 丁目 29 番から 東中野 5 丁目 27 番まで		東中野区民活動センター

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
2	主要地方道飯田橋石神井新座線（第 25 号）	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和 8～17 年度
4	主要幹線道路 3 号	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車 of 指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 of 指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 8～17 年度 （継続的に実施）

（注 1） 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

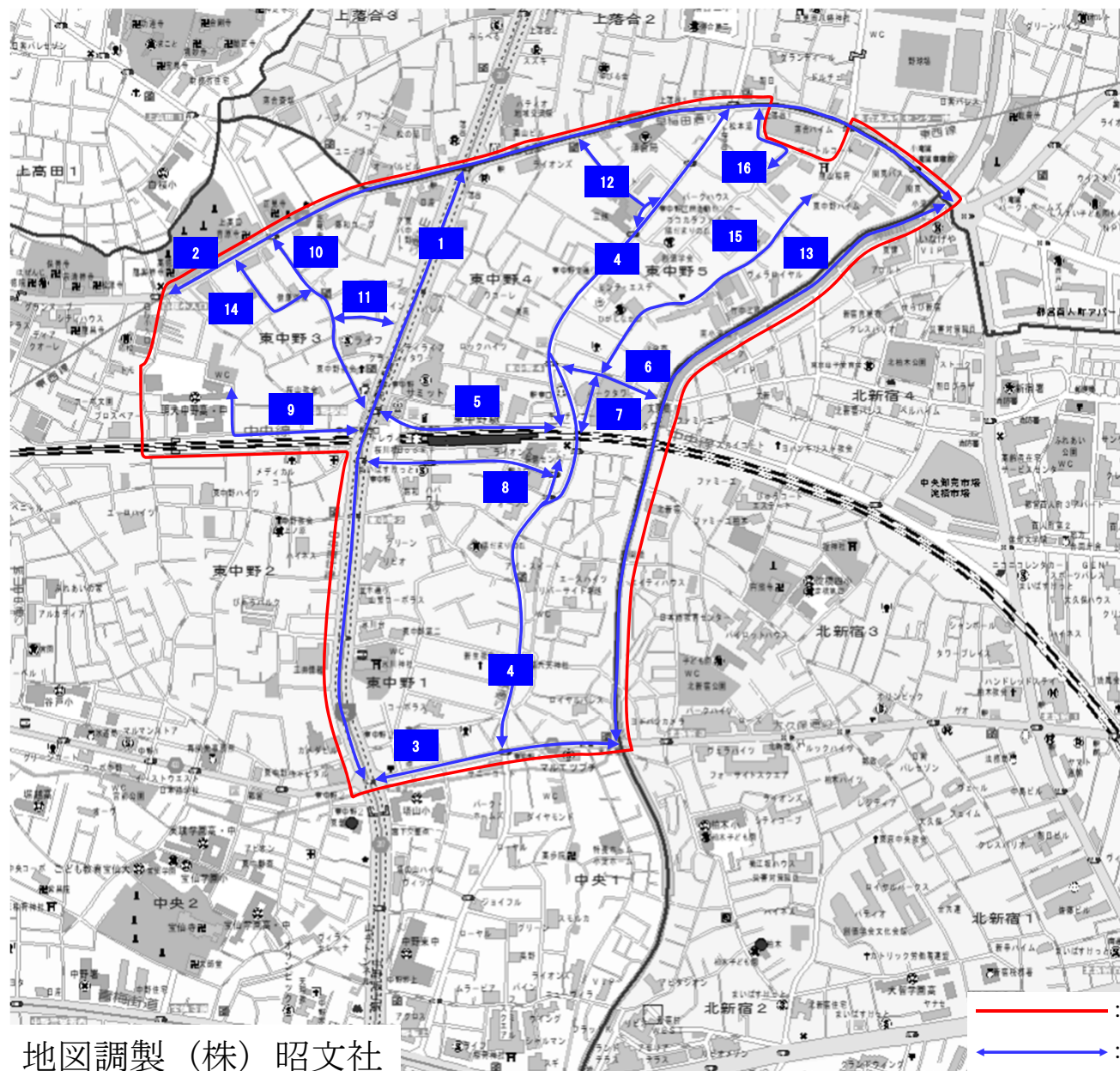
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の手引取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	中野区
重点整備地区名	東中野・落合地区



地図調製（株）昭文社